

負担限度額認定証はお持ちですか

# 介護保険対象施設などで、 居住費と食費が軽減されます

申請・問い合わせ先

長寿支援課 (☎40-0222)

2) または上下支所市民生活係 (☎62-2114)

所得の低い人が、介護保険対象施設の利用が困難にならないように、利用者の自己負担となつてゐる居住費と食費を、所得に応じた限度額までとする制度です。  
**負担限度額認定証を申請するには**

この制度を利用するには、負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。

申請の承認後に、負担限度額認定証を交付しますので、利用する施設の窓口にて提示してください。

**対象** 次の全てに該当する人

▽市民税非課税世帯

▽預貯金などの額が、単身者1,000万円、配偶者がいる場合2,000万円を超えていない

**有効期間** 申請した月の初日～平成31年7月31日

日

減額となるサービス	持参するもの	申請期間
▷介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院入所（院）者の居住費と食費 ▷短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護利用者の居住費と食費	▷印鑑 ▷本人および配偶者の預金金額などの分かるもの ※預金金額の分かるものとは、申請日から2か月以内に記帳した通帳の写し、有価証券の価格表を確認できる書類、投資信託口座残高の写しなど。	随時

平成30年度

# 介護保険料額決定通知書と 納付書を送付します

問い合わせ先 長寿支援課

(☎40-0222)

今年度の介護保険料は、平成29年中の所得を基に計算してあります。65歳以上の

人へ、介護保険料額決定通知書および納付書を7月中旬に送付しますので確認してください。

やむを得ない事情で期限内の納付が困難な場合は、早めに相談してください。

**介護保険料を滞納すると：**

▽法律の定めにより差し押さえなどの滞納処分の対象となります。

▽介護保険サービス利用時に通常の負担で利用できないなど不利益が生じます。

▽配偶者や世帯主も法律の定めにより連帯納付義務

が生じ、滞納処分されることがあります。

**介護保険料の減免制度があります**

▽保険料段階が第2および第3段階かつ、所得要件、扶養・資産状況などの減免となる要件を満たす人

▽災害による著しい損害、生計維持者の死亡、長期入院、事業の休止・廃止などによる収入の大幅な減少があった人など

※減免となる詳しい要件は、長寿支援課に問い合わせてください。

## 介護保険料の納付方法は原則、特別徴収になります

- ◎特別徴収…年額18万円以上の年金を受給している人は、年金から差し引かれます。
- ◎普通徴収…特別徴収ではない人は、納付書で納付してください。

### 特別徴収ではない人とは

- ▷65歳になったばかりの人
  - ▷府中市へ転入したばかりの人
  - ▷保険料の所得段階が変更になった人などは一時的に特別徴収になりません。
- 納期限** 偶数月の末日  
※普通徴収の人で、詳細な日付は、届く通知書で確認してください。

### 普通徴収の人は口座振替が便利です

口座振替は、保険料の納め忘れがなく便利です。

通知書に口座振替依頼書を同封していますので、金融機関で手続きをしてください。

### 長寿支援課の窓口開庁時間を延長します

介護保険料の納付および納付相談のため、窓口時間を19時まで延長しますので、ご利用ください。

とき 7月26日(木)17時15分～19時